

法 学 号 外
平成 28 年 9 月 5 日

各 私 立 学 校 長 様
(小・中)

岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長

平成 28 年度「子どもの人権 SOS ミニレター」事業について
このことについて、別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

【担当】私学振興担当 中村

電話 019-629-5041 FAX019-629-5049

メールアドレス：AH0007@pref.iwate.jp

事務連絡
平成28年8月31日

都道府県・指定都市教育委員会指導事務主管課
都道府県知事部局私立学校主管課
附属学校を置く国立大学法人附属学校主管課
義務教育諸学校を設置する学校設置会社を 御中
所轄する構造改革特別区法第12条第1項
の認定を受けた各地方公共団体の担当課

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

平成28年度「子どもの人権SOSミニレター」事業について

平素よりお世話になっております。

このたび、法務省人権擁護局より、今年も「子どもの人権SOSミニレター（便箋兼封筒）」の配付を予定しており、今後、法務局・地方法務局の職員や人権擁護委員が全国の小・中学校等に対し、このミニレターの児童生徒の配布について協力依頼を行うとの連絡がありました。

ついては、都道府県・指定都市教育委員会におかれましては所管の学校及び区域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県知事部局におかれましては所轄の私立学校に対して、国立大学法人におかれましては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体におかれましては所轄の学校に対して、本件について御周知いただきますとともに、この事業への御協力につき特段の御配慮を賜りますようお願いいたします。

いじめや体罰の問題は、依然として生徒指導上の大きな課題となっています。これらは、子供に対する重大な人権侵害であり、早期発見・早期対応が重要です。学校等と法務省の人権機関との連携強化については、「学校等と法務省の人権機関との連携強化について（通知）」（平成25年4月2日付け25初児生第3号）にて示しているとおりでありますが、このミニレターも一つの重要な連携の機会と捉え、各位におかれましては、この事業の実施に積極的に御協力くださるよう、お願いいたします。

（添付資料）

- ・平成28年度「子どもの人権SOSミニレター」事業実施要領
 - ・「子どもの人権SOSミニレター（便箋兼封筒）」小学校用（平成27年度版）
 - ・「子どもの人権SOSミニレター（便箋兼封筒）」中学校用（平成27年度版）
- ※実際に送られる「子どもの人権SOSミニレター（便箋兼封筒）」小学校用・中学校用は、平成28年度版として現在製作中のものになります。

<本件連絡先>

文部科学省初等中等教育局児童生徒課指導調査係
〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
TEL 03-6734-3297（直）
FAX 03-6734-3735



法務省権調第195号

平成28年8月31日

各都道府県・政令指定都市教育委員会教育長 殿
各都道府県知事 殿
附属小・中学校を置く各国立大学法人学長 殿
義務教育諸学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体の担当課 殿

法務省人権擁護局長 萩 本



平成28年度「子どもの人権SOSミニレター」事業への協力方について
(依頼)

平素は、法務省の人権擁護機関（以下「当機関」といいます。）の行う人権擁護活動につきまして、格別の御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、子どもをめぐる人権問題については、学校におけるいじめの事案が数多く発生しているほか、家庭内における児童虐待の事案も増加し、死に至るケースもあるなど、大きな社会問題となっているところです。

これらの事案は、事柄の性質上、周囲の目に付きにくいところで発生することが多く、被害者である子ども自身も、教師や親、友人などの身近な人にも相談しにくいことから、重大な結果が生じて発覚する例が少なくありません。

そこで、当機関では、これらの問題に対する施策として、平成18年度から、全国の小・中学校、これに相当する中等教育学校（前期課程）及び特別支援学校（小学部及び中学部）の児童・生徒に「子どもの人権SOSミニレター（便箋兼封筒）」を配布し、これを通じて身近な人にも相談できない子どもたちの悩みごとの的確に把握し、学校及び関係機関と連携を図りながら、子どもをめぐる様々な人権問題の解決に当たることなどを目的とする標記事業に取り組んでおり、引き続き本年度も実施することとしました。



標記事業につきましては、本年10月中旬以降の実施を予定しておりますところ、今後、法務局・地方法務局の職員及び人権擁護委員が管内の小・中学校等に対し、「子どもの人権SOSミニレター」の配布についての協力依頼を行うことを予定しております。都道府県・指定都市教育委員会におかれましては所管の学校及び区域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県知事におかれましては所轄の私立学校に対して、国立大学法人学長におかれましては設置する学校に対して、義務教育諸学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の担当課におかれましては所管の学校に対して、その趣旨について周知を図っていただきますとともに、この事業への協力方につき特段の御配慮を賜りたくお願い申し上げます。

なお、当機関との連携については、「学校等と法務省の人権機関との連携強化について（通知）」（平成25年4月2日付け25初児生第3号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知）が示されており、また、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日付け文部科学大臣決定）においても、いじめの防止等に関する基本的考え方として、いじめの問題への対応においては、法務局を含む関係機関との適切な連携が必要であることが示されていますので、御参考までに申し添えます。

おって、本依頼は文部科学省と協議済みです。

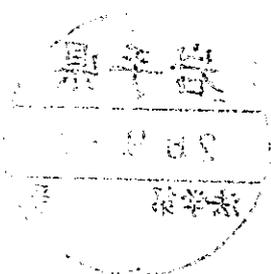
<連絡先>

法務省人権擁護局調査救済課

担当 三島

電話 03-3580-4111（内線 2715）

FAX 03-3592-7675



別添

平成28年度「子どもの人権SOSミニレター」事業実施要領

法務省人権擁護局
全国人権擁護委員連合会

1 目的

子どもをめぐる人権問題は、近年大きな社会問題となっており、これを裏付けるように、平成27年中における学校におけるいじめに関する人権侵犯事件数、児童に対する暴行・虐待に関する人権侵犯事件数及び教育職員による体罰に関する人権侵犯事件数は、いずれも昨年に引き続き高い水準にとどまっている。

このような子どもの人権問題への対応策として、封筒（料金受取人払の処理を施したもの）と便箋を一体化した「子どもの人権SOSミニレター（以下「ミニレター」という。）」を全国の小・中学校の児童・生徒に配布し、これを通じて身近な人にも相談できずにいる子どもたちの悩みごとや救済を求める意思などを的確に把握し、学校及び関係機関と連携を図りながら、子どもをめぐる様々な人権問題の解決に当たるとともに、併せて、法務省の人権擁護機関の相談窓口（ミニレターによる相談のほか、電話やインターネットによる相談等）等を子どもたちやその保護者に周知することを目的に、本事業を実施する。

2 対象者

全国の小学校及び中学校（中等教育学校（前期課程）及び特別支援学校（小学部及び中学部）を含む。以下、同じ。）の児童・生徒全員を対象とする。

3 実施機関

法務局・地方法務局（以下「法務局」という。）及び都道府県人権擁護委員連合会（以下「都道府県連合会」という。）

4 実施方法

- (1) 法務省人権擁護局（以下「人権擁護局」という。）は、ミニレターを作成して法務局又は各学校等、法務局が指定する場所へ送付する。
- (2) 人権擁護局は、本事業の実施に当たり、文部科学省を通じ、都道府県・政令指定都市教育委員会、都道府県私立学校担当部局、附属小・中学校を置く国立大学法人及び義務教育諸学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の担当課に対して協力を要請する。

- (3) 法務局は、本事業の実施に当たり、公立の学校を管轄する市区町村教育委員会に対して本事業の目的及び概要を説明の上、協力を要請する。
- (4) 法務局は、本事業の実施に当たり、各学校に対して本事業の目的及び概要を説明の上、ミニレターの児童・生徒への配布について協力を依頼する。なお、依頼の際には、学級担任等にも本事業の趣旨が伝わるよう配慮する。
- (5) 法務局及び都道府県連合会は、本事業の実施に当たり、役割分担及び具体的実施方法等について協議する。
- (6) 法務局へ送付されたミニレターの各学校への配布は、法務局職員と人権擁護委員が連携して行う。
- (7) 法務局職員及び人権擁護委員は、児童・生徒から送付されたミニレターに対し、共同して、手紙又は電話により速やかに返答する。
- (8) 相談内容については、秘密を厳守する。
- (9) 児童・生徒から送付されたミニレターは、人権相談として取り扱う。また、ミニレターにより把握した「いじめ」等の重大な事案については、人権侵犯事件として開始（立件）し、必要な調査を遂げた上で適切な措置を講ずる。
- (10) 法務局は、管下支局管轄区域内の児童・生徒から送付されたミニレターについては、当該支局の職員及び人権擁護委員において対応するよう指示しても差し支えない。

5 実施期間

実施期間は、平成29年3月末日までとする。

6 報告

法務局及び都道府県連合会は、ミニレターを配布後、小・中学校へのミニレターの配布枚数及び児童・生徒から送付されたミニレターの通数を四半期ごとに別紙様式に記入の上、各四半期の翌月10日までに、法務局通信ネットワークを利用して人権擁護局調査救済課（人権 救済/本省/人権擁護局）宛てに電子データで報告する。

また、毎月のミニレターの返答結果については、人権擁護事務支援システムの所定の項目に入力して報告する。

なお、報告を受けた同課は、全国集計等を取りまとめの上、全国人権擁護委員連合会事務局宛てに写しを送付する。

小学生用

SOS ミニレター

悩みを教えて！
必ず力になるよ！

今、家や学校で困っていることはない？
誰かに相談したり、話したりできないことだっているいるよね。
そんなときはキミの悩みをこの手紙に書いて、教えてね。
いつしよに答えて、
悩んでいるキミの力になるよ。

ひみつは
守るよ
悩みがあったら
手紙を書いてね

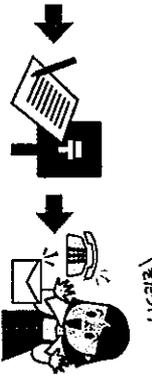
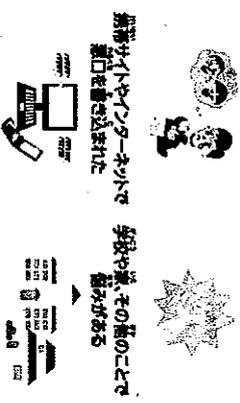


SOSミニレターは
こんなふうにかつてね！

例えば、友だちからいじめられている 暴力を教けて悩んでいる



1 困っていること、
悩んでいることが
ある人は...



お母さん、お父さん、おじいちゃん、おばあちゃん、先生、友達、みんなに相談しよう！
東京都人権擁護委員連合会
東京法務局・東京都人権擁護委員連合会

子どもの人権 SOSミニレターって？

あなたの悩みを、あなたの力になってくれる人が読んで必ず返事をくれる手紙だよ。
どんな悩みでもいいから、この裏面に相談したいことを書いて、気遣い送ってね。
(切手はいらないよ！)



どんな人が
返事をくれるの？
みんなの人権を守る仕事を
している人が返事を書きます。



人権ってなに？
人権は「一人ひとりが人らしく生きる
ために持っている大切な権利です。言葉
や暴力で傷つけられたり、無視され
るのは、大切な人権が守られていない
ということです。」

私たち「私たちは
SOSミニレターを書きました！
いじめられてもがんばって悩ん
でいたけどSOSミニレターの
返事をもらって悩みがよくなりました。
(4年生、男の子)

さあ、
困ったり悩んだり
しているみんな、
まずは手紙を
書いてみて！
(5年生、男の子)

SOSミニレターの他に、電話やメールでも相談することもできるよ。

電話で相談
電話番号はかからなくても、携帯電話・PHSからもかけられるよ。
子どもの人権
☎ **0120-007-110**
相談時間：月曜日～金曜日 朝8:30～夕方5:15 ※土曜日、日曜日、祭日、平日の長期休暇は留守電話です。

メールで相談
家族番のホームページでも相談を受け付けているよ。
子どもの人権
SOS-ex=le
24時間受付
インターネットで相談
http://www.moj.go.jp/jinken/jiken113.html
http://www.jinken.go.jp/procedure/index.html

SOSミニレターカード
いつでも持っていてね！
困ったことをなんでも相談してください。
☎ **0120-007-110**
相談時間：月曜日～金曜日 朝8:30～夕方5:15
※携帯電話・PHSからもかけられます。
※お母さん、お父さん、おじいちゃん、おばあちゃん、先生、友達、みんなに相談しよう！
東京都人権擁護委員連合会
東京法務局・東京都人権擁護委員連合会
R70

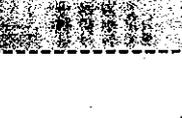
4110



番号欄に折って
切り取り
封筒を作ってくださいね。

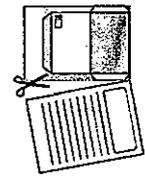


切手はいらぬよ！
切手は600円まで

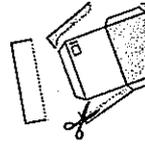


切手は平成29年6月30日までいりません。

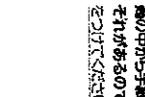
SOSメールの送り方



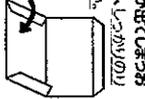
①メッセージを書いたら、真ん中のせりとり線で切り取ります。



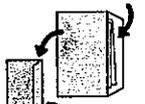
②下のカードを切り取らず、封筒を折り取ります。



③メッセージを書いた紙を折りたたんでおくところの折り目に沿って折ります。封筒のなかから手紙が出てくるようにしてください。



④おりがきいてから手紙を封筒にAて封をし、おろきにAてください。



切手は平成29年6月30日までいりません。

1028790

209



逓信局
1471

差出有効期間
平成29年6月
30日まで
(切手不要)

東京都千代田区九段南1-1-15
九段第2合同庁舎

東京法務局人権擁護部 行
(小学生用)



切手は平成29年6月30日までいりません。

4110

あなたのことを
教えてください。

名前

学校名

学年

性別

住所

電話番号

郵便番号

返事はどの方法がいいですか？

●手紙がよい 自宅 学校 その他 ()
●電話がよい(お電話できるのは平日午前8時から午後5時15分までです)
 自宅 自分の携帯番号(メールでは返信できません) その他 ()

返事がほしい場所や電話番号を間違えないように最後まで書いてね。

〒

電話 ()

住所

(ここは何も書かないでね。)



今、困っていること、悩んでいることを書いてね。

困っていること、悩んでいることは？

いじめのこと いじめ以外の学校のこと お家のこと その他

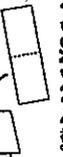
今の気持ち？

こまったー こわい... いやだ! かなしい



困ったときに相談できる
連絡先カードです。

切り取って、
いつも持っていてね。



切り取って窓口折りにする
カードになるよ。

インターネットでも相談できます。

子どもの人権 SOSメール

インターネット人権相談 検索

http://www.moj.go.jp/JINKEN/Jinken113.html

※申し込みの際に、相談内容を書き込むためのURLアドレスが送られてきます。

右のバーコードを
携帯電話で読み込めば、
ホームページにつながるよ。

https://www.jinken.go.jp/soudan/mobile/001.html



東京法務局
東京都人権擁護委員連合会

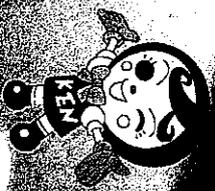
書ききれないときは別の紙に書いて一緒に送ってね。

中学生用

子どもの人権

SOS

モニター



悩んでいるあなたへ。
私たちが必ず力になります。

「子どもの人権SOSモニター」について
「子どもの人権SOSモニター」は、全国の中学生が、自分の悩みや苦しみ、学校や家庭での悩みを、匿名で相談できるサービスです。相談内容は、必ず守られます。安心して相談してください。

相談内容の秘密は守ります。

SOSモニターの利用のながれ



自分の悩みをSOSモニターに
匿名で書いて送ってください。



あなたの悩みを
人権団体に詳しい人が読んで、
どうしたら一番いいかを考えます。



希望の連絡方法
(電話・手紙)で
あなたに返事をします。

例えばこんなときに利用してください

- 友だちからいじめを受けている
- 携帯サイトやインターネットで悪口を書かれました
- 学力を上げて悩んでいる
- 学校や家、その他のことで悩みがある

「子どもの人権SOSモニター」について

この画面に相談したいことを書いて送ってください。相手は未成年です(平成29年6月30日までの)。あなたが悩んだり困ったりしていることなどについて書かれた手紙を、人権団体に詳しい人が読んで、手紙や電話でお返事をします。相談内容や個人情報などの秘密は守りますので、安心して相談してください。

*相談には、人権擁護委員(国・自治体の職員)や、人権団体の職員が参加し、相談の入りや返答の作成を行います。



人権ってなに?

人権とは一人ひとりが人らしく生活するための権利です。人は生まれたときから、誰もがこの権利を持っていて、平等に扱われるべきです。人権を守ることは、大切な権利を守られているということです。私たちが法律で守っている人権は、みなさんの人権を守る仕事をしています。



利用した人の声
僕たち・私たちはSOSモニターを書きました!

「学校のことや悩みを打ち明けたら、SOSモニターを書いて、もやもやしていた気持ちがすっきりしました。」(1年生・男子)

みなさんへ
SOSモニターで
悩みから抜け出す
第一歩を!

SOSモニターの他に「電話」や「メール」でも相談することもできます。

☎ 電話で相談 電話番号はかかりません。携帯電話・PHSからもかけられます。

☎ 子どもの人権110番 通話無料 ☎ 0120-007-110
相談時間: 月曜日～金曜日 朝8:30～夕方5:15 ※土曜日、日曜日、平日の時間帯は留守番電話です。

✉ メールで相談 法務省のホームページでも相談を受け付けています。

✉ 子どもの人権SOS-メール インターネット入稿相談 24時間受付
そのパソコンや携帯電話で書かされた、ホームページに送ります。
<http://www.moj.go.jp/jinken/jinken113.html>
<https://www.jinken.go.jp/condan/mobile/001.html>

〒 東京法務局・東京都人権擁護委員連合会

〒届つたときに相談できる連絡先カードです。切り取っていつも携帯してください。

困ったことをなんでも相談してください。

☎ 子どもの人権110番

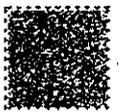
☎ 0120-007-110



この冊子には、お返に「質問コーナー」が追加されています。お返の書き上げ後、お返の届いたお返を添削させていただきます。



この冊子は、お返に「質問コーナー」が追加されています。お返の書き上げ後、お返の届いたお返を添削させていただきます。

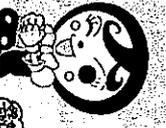




小学生用
JINKEN 3030

封筒裏に貼って、
切手取り
封筒を
作ってください。

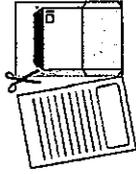
切手は不要です！
切手は平成29年6月30日まで不要です。



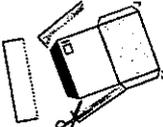
小学生用
JINKEN 3030

SOSメールの送り方

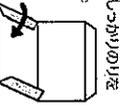
①メッセージを書いたら、
裏ん中の切り取り線で
切り取ります。



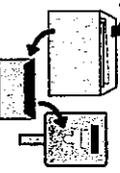
②下のカードを切り取られし、
封筒を切り取ります。



③山折し線に折り、10の字
けしと書いてあるところの折り
をつけて約重をとりまします。封筒
の巾から手紙がはみ出ているおそ
れがあるのを、シワの折りを
つけてください。



④のりがついてから手紙を
封筒に入れて封をし、ホス
トに入れてください。



切手は平成29年6月30日まで不要です。

1028790

209



料金受取人私郵便

逓信局
認可
1472

送付有効期間
平成29年6月
30日まで
(切手不要)

東京都千代田区九段南1-1-15
九段第2合同庁舎

東京法務局人権擁護部 行
(中学生用)



切手は平成29年6月30日まで不要です。

困ったときに相談できる
連絡カードです。

切り取って、いつも
携帯してください。



前頁の「2」の折り線と
折り線がずれるので、必ず
折線に沿って折ります。

インターネットでも相談
できます。
子どもの人権 SOSメール

インターネット人権相談



http://www.moj.go.jp/jinken/jinken13.html

*申し込みの際に、相談内容を載せたためのURLアドレスが
送られてきます。



若者のパソコンを
携帯電話で読み込めば、
ホームページにつながります。

http://www.jinken.go.jp/soudan/mobile/001.html



2022.09.01
東京法務局
2022.09.01
東京都人権擁護委員連合会

書ききれないときは別の紙に書いて一緒に送ってください。

あなたのことを
教えてください。

名前

男・女

年 組

学校名

返事はどの方法が
いいですか？

- 手紙がよい 自筆 学校 その他 ()
- 電話がよい (お電話できるのは平日午前8時から午後5時15分までです)
 - 自筆 自分の携帯電話 (メールでは返信できません) その他 ()

上記希望場所の住所や電話番号を正確に書いてください。

〒

住所

電話 ()

書いていただいた
返していること、悩んでいることは？

相談の秘密は守ります。 いじめのこと いじめ以外の学校のこと 家庭のこと その他

今、困っていること、悩んでいることをこちらに書いてください。(いつ、だれに、何をされましたか?)